

臨時給付金対策室からのお知らせ

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

消費税率引き上げの影響を踏まえ、臨時的措置として、平成27年度も臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金が支給されます。

臨時福祉給付金

◆**対象者**：平成27年1月1日に市の住民基本台帳に登録されている人(外国人含む)で、平成27年度の市民税(均等割)が課税されていない人。ただし、課税者に扶養されている人、生活保護を受給している人は対象外です。

※対象者には、8月下旬に市から申請書類を郵送します。

◆**支給額**：対象者1人につき6000円

◆**申請受付**：9月1日(火)から受け付けを始める予定です。

問 臨時給付金対策室(福祉課生活福祉係内) ☎21・0266

子育て世帯臨時特例給付金

◆**対象者**

①6月分の児童手当(特例給付を除く)を市から受ける人

②5月31日現在で市内に住所があり、6月分の児童手当(特例給付を除く)を受ける資格のある公務員

◆**支給額**：対象児童1人につき3000円

◆**申請方法**

①市から児童手当を受けている人には申請案内を送付しています。申請書に必要事項を記入・押印の上、返信用封筒で郵送するか、申請先に提出してください。

②公務員は勤務先で申請書を取り寄せ、申請先に提出してください。

◆**申請先**：こども未来課、各地域局、各地域市民センター

◆**申請期限**：12月1日(火)

問 臨時給付金対策室(こども未来課支援係内) ☎21・0288

保険課からのお知らせ

更新の時期になりました

高齢受給者証

国民健康保険に加入している、70歳以上75歳未満の人に、新しい「国民健康保険高齢受給者証」を7月下旬にお届けします。

高齢受給者証が届いたら記載事項を確認し、8月1日からは新しい高齢受給者証を国民健康保険被保険者証とともに医療機関の窓口で提示してください。

有効期限を過ぎた高齢受給者証は、保険課または各地域局、各地域市民センターへ返却してください。

外来・入院時の医療費の

支払いが軽減されます

「限度額適用認定証」、「標準負担額減額認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」(軽減内容と対象者は下表を参照を提示すれば、経済的な負担を軽減することができます。現在、認定証をお持ちの人

保険課からのお知らせ

主な変更点をお知らせします

介護保険制度改正

介護保険制度が改正されました。8月からの主な変更点をお知らせします。

◆**所得が一定以上ある人の利用者負担割合が変わります**

介護保険サービスの自己負担割合は、今まで一律の1割でしたが、8月からは一定以上の所得がある65歳以上の人(第1号被保険者)については、2割に変更となります。(表1参照)

8月までに利用者負担割合(1割、または2割)が記載された「介護保険負担割合証」を要介護等認定を受けている人に交付します。8月以降に介護保険サービスを利用するときには、介護サービス事業者に必ず提示してください。

◆**高額介護サービス費の上限額を一部引き上げます**

「高額介護サービス費」は1か月の介護保険サービスの自己負担

要支援・要介護認定を受けている第1号被保険者の利用者負担割合の要件 (表1)

本人の合計所得金額が160万円以上	同一世帯内の第1号被保険者の課税年金収入+その他の合計所得	単身者は280万円未満	1割
		2人以上は346万円未満	1割
		上記以外の場合	2割
本人の合計所得金額が160万円未満			1割

※要支援・要介護認定を受けている第2号被保険者は一律1割負担のままです。

額が所得に応じた上限額を超えたときに、超えた額が支給されることで負担軽減となる制度です。申請が必要で、対象となる人には市からお知らせします。

8月の利用分以降、医療保険制度の現役並み所得者に相当する人は、現在の上限額の月額3万7200円が、4万4400円に引き上げられます。

◆**低所得者の施設利用者の食費・居住費への軽減要件が変わります**

介護保険施設入所時、短期入所(ショートステイ)利用時の食費・居住費は自己負担が原則ですが、低所得者(生活保護受給者や市民税非課税世帯の人)は、申請により負担を軽減する制度があります。その対象となる条件が、8月から変更となります。

①住民票上、世帯が異なる(世帯分離している)場合の配偶者婚姻届を提出していない事実婚も含む)の所得も判断材料となります。
②預貯金など(表2参照)が単身1千万円以下、夫婦2千万円以下であることが要件に加わります。
※負債(借入金・住宅ローンなど)は、預貯金などから差し引いて計算します。

問 保険課介護保険係

☎21・0299

(表2)

▶預貯金など・・・資産性があり換金性が高く、価格評価が容易なもの

預貯金などに含まれるもの	確認方法
預貯金(普通・定期)	通帳の写し
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し
金・銀(積み立て購入を含む)など購入先の口座残高により時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行などの口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社などの口座残高の写し
現金(タンス預金等)	自己申告

認定証の種類	負担軽減の内容	対象となる人
限度額適用認定証	医療費の窓口払いが自己負担限度額までで済みます	70歳未満の人
標準負担額減額認定証	食事代の標準負担額が減額されます	70歳未満で住民税が非課税世帯の人
限度額適用・標準負担額減額認定証	医療費の窓口払いが自己負担限度額までで済み、食事代の標準負担額が減額されます	70歳以上75歳未満で住民税が非課税世帯の人

※所得状況によって自己負担限度額は変わります

は、有効期限が7月末までです。引き続き認定証が必要な場合は、更新の手続きを行ってください。
◆**申請場所**：保険課健康保険係、各地域局、各地域市民センター
◆**申請に必要なもの**：国民健康保険被保険者証、印鑑

問 保険課健康保険係

☎21・0258